

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係
不利益処分名	消防用設備等設置維持命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第17条の4第1項
連 絡 先	(電話 656 - 1193 )
処 分 基 準	<p>消防長又は消防署長は、消防法第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）